

現 行 (2026年3月30日まで)	改 正 (2026年3月31日以降)
<p style="text-align: center;">エクスプレス・カード (E予約専用ライト) 会員規約 (前略)</p> <p>第4条 (管理責任者)</p> <p>1. <u>入会申込をする法人等または法人会員 (以下、併せて「法人会員等」という。)</u> は、<u>法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出 (退職等の異動情報を含む。)</u>、<u>退会手続その他手続に関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者 (以下、「管理責任者」という。)</u> を法人会員等自身から選定し、<u>管理責任者に対して、自己のためにエクスプレス・カード (E予約専用ライト) に関する取引の任にあたることを委任するものとします。</u></p> <p>2. 法人会員等は、<u>管理責任者が業務する主たる勤務地 (以下、「管理責任者取扱箇所」という。)</u> の登録電話番号 (以下、「<u>管理責任者取扱登録電話番号</u>」という。) その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出るものとします。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6. <u>法人会員等は、カード使用者の申請を希望する場合、JCB が別に定める法人 WEB 手続きサービスを利用して、管理責任者が手続し両社の承認を得るものとします。ただし、両社が特に認める場合には、法人会員等は、管理責任者を通じて、両社所定の他の方法によりカード使用者の申請に係る手続を行うことができるものとします。</u></p>	<p style="text-align: center;">エクスプレス・カード (E予約専用ライト) 会員規約 (前略)</p> <p>第4条 (管理責任者)</p> <p>1. <u>会員またはカード番号利用に関する諸手続および会員と両社との間の通知、連絡または調整等を行う法人会員の役職員を管理責任者といいます。管理責任者は、法人会員から本条第 6 項に定める権限を付与されるものとします。</u></p> <p>2. <u>入会申込をする法人等または法人会員 (以下、併せて「法人会員等」という。)</u> は、<u>管理責任者を選任し、両社所定の方法により、管理責任者の氏名、E メールアドレス、</u>管理責任者が業務する主たる勤務地 (以下、「<u>管理責任者取扱箇所</u>」という。) の登録電話番号 (以下、「<u>管理責任者取扱登録電話番号</u>」という。) その他両社所定の事項を両社に届け出るものとします。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6. <u>管理責任者は、以下の(1)から(7)の権限 (管理責任者が JCB が提供する WEB サービスである「JCB 法人カードステーション」を使用する方法によるものを含む。また、JCB 法人カードステーション上でこれらの権限を行使する管理責任者の代理人を選任する権限を含む。) および当該権限を適切に行使する責務を負うものとし、法人会員およびカード使用者は管理責任者が当該権限を有することを予め包括的に認めるものとします。法人会員は管理責任者の行為について、法人会員等の行った行為とみなされることについて異議ないものとし、管理責任者の行為について、一切の責任を負うもの</u>とします。</p> <p><u>(1)カード使用者の追加にかかる入会申込手続 (カード使用者のためにカードおよびカード情報を受領することを含む。) および会員の諸変更、会員と両社間の契約関係に関する諸手続または退会に関する手続を入会申込者または会員に代わって、両社所定の方法により行う権限。なお、カード使用者の申請を希望する場合、JCB が別に定める法人 WEB 手続きサービスを利用して、管理責任者が手続し両社の承認を得るものとします。ただし、両社が特に認める場合には、両社所定の他の方法によりカード使用者の申請に係る手続を行うことができるものとします。</u></p> <p><u>(2)JR 東海または JCB から法人会員に対する通知を受領する権限、法人会員</u></p>

7. 法人会員等は、管理責任者が、次に定める行為に関し、法人会員等を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないもの  
とします。

(1)カード使用者に関する申請（諸届出、退会手続等）その他の諸手続の申請、本規約等その他の契約事項の承認、および両社との連絡調整

(2)前号のほか、両社所定の事項

(3)前各号に関連する事項

8. 管理責任者は、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、カード情報の使用方法等の管理・指導を行うものとします。また、法人会員等は、本代理権をカード使用者に授与するにあたり、管理責任者がカード使用者に対して本規約等を周知徹底すること、およびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとします。

9. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員等は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。法人会員はこの申し出以前に、管理責任者が第 6 項に定める権限を失ったことを、両社に対して主張することはできません。

(中略)

第6条（カード番号の機能）

1. 会員は、法人会員の事業の遂行のために東海道・山陽・九州新幹線に乗車するにあたって、その乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます。

から JR 東海または JCB に対する通知を発信する権限、ならびに法人会員、JR 東海および JCB 間の連絡または調整等を行う権限

(3)JCB 法人カードステーションの利用申請を行う権限および当該サービスを利用する権限

(4)利用可能枠の増枠申請権限

(5)カード番号利用に関する明細（第 20 条に定めるものをいう。）、会員の利用可能枠、または会員もしくは会員によるカード番号利用に関するその他の情報を閲覧・確認する権限

(6)前号のほか、両社所定の事項に関して法人会員等を代理する権限

(7)前各号に関連する事項に関して法人会員等を代理する権限

(削る)

7. 管理責任者は、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、カード情報の使用方法等の管理・指導を行うものとします。また、法人会員等は、本代理権をカード使用者に授与するにあたり、管理責任者がカード使用者に対して本規約等を周知徹底すること、およびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとします。

8. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員等は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。法人会員はこの申し出以前に、管理責任者が第 6 項に定める権限を失ったことを、両社に対して主張することはできません。

(中略)

第6条（カード番号の機能）

1. 会員は、法人会員の事業の遂行のために東海道・山陽・九州新幹線に乗車するにあたって、その乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます (以下、「カード番号利用」という。)。会員は、カード番号

(中略)

#### 第 14 条 (カード番号利用可能枠)

1. JCB は、カード番号利用可能枠を 部署カード番号ごとに 審査のうえ決定し、別途通知します。カード番号利用可能枠は、JCB が会員に発行しているハウスカード番号の数にかかわらず、部署カード番号単位で定めるものとします。

2. JCB は、会員のカード番号利用状況および法人会員の信用状況等に応じて、審査のうえカード番号利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、法人会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しません。

3. 法人会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスにおいて会員がカード番号利用可能枠を超えてカード番号を利用した場合においても当然に支払い義務を負うものとします。

利用による乗車券類の購入代金 (以下、「カード番号利用代金」という。) を本規約に基づき、JCB に対して支払うものとします。

(中略)

#### 第 14 条 (カード番号利用可能枠)

1. JCB は、部署カード番号ごとに カード番号利用可能枠を審査のうえ決定し (以下、「カード番号利用可能枠 (部署カード)」という。)、別途通知します。カード番号利用可能枠 (部署カード) は、JCB が会員に発行しているハウスカード番号の数にかかわらず、部署カード番号単位で定めるものとします。

2. JCB は、カード番号利用可能枠 (部署カード) とは別に、法人会員のすべてのカード使用者がカード番号を利用することができる合算額 (すなわち、基本カード番号に紐づくすべてのハウスカード番号によりエクスプレス予約コーポレートサービスを利用できる合算額) として、基本カード番号に対してカード番号利用可能枠を審査のうえ、設定します。本項に基づき、基本カード番号に対して設定する利用可能枠を「カード番号利用可能枠 (基本カード)」といいます。ただし、JCB は、JCB の判断により、カード番号利用可能枠 (基本カード) を設定しない場合があります。

3. カード番号利用可能枠 (部署カード) とカード番号利用可能枠 (基本カード) を総称して、カード番号利用可能枠といいます。

4. JCB は、会員のカード番号利用状況および法人会員の信用状況等に応じて、審査のうえカード番号利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、法人会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しません。

5. JCB は、法人会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード番号利用状況、法人会員の信用状況および法人会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的にカード番号利用可能枠を増額する場合があります。この場合、JCB が設定した増額期間が経過することにより、JCB からの何らの通知なく、増額前のカード番号利用可能枠に戻ります。なお、JCB は法人会員からの申し出の都度、カード番号利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。

#### 第 15 条 (利用可能な金額)

1. 各カード使用者は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。ただし、JCB がカード番号利用可能枠 (基本カード) を設定していない場合には、(2)は適用されません。

(1)当該カード使用者が利用しようとするハウスカード番号が紐づく部署

第15条（カード番号の利用）

1. エクスプレス予約コーポレートサービスにおける会員のカード番号利用に際しては、JCBの承認が必要となります。この場合、法人会員は、カード番号利用の都度、JCBに対して利用に関する照会を行うことを予め承認するものとします。

（中略）

第16条（債権譲渡の承諾）

法人会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスにおいてカード番号を利用した場合に生じた債権をJR東海からJCBに譲渡することにつき、予め異議なく承諾するものとします。

第17条 カード番号利用が可能な金額等

1. 会員は標準期間中に、第14条の利用可能枠から当該標準期間の利用残高を差し引いた金額の範囲内でカード番号を利用することができるものとします。  
2. 前項の利用残高とは、部署カード番号ごとの会員のカード番号利用に基づきJCBに対して支払うべき金額の各標準期間における合計額（約定支払日が到来しているか否かを問いません。なお、事務上の都合により標準期間におけるカード番号利用が翌標準期間におけるカード番号利用として残高

カード番号にかかるカード番号利用可能枠（部署カード）から、当該部署カード番号に紐付くすべてのハウスカード番号を利用したカード番号利用の利用残高を差し引いた金額

(2)カード番号利用可能枠（基本カード）から、法人会員のすべてのカード使用者のカード番号利用の利用残高を差し引いた金額

2. 前項の利用残高とは、会員のカード番号利用に基づきJCBに対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、遅延損害金は除く。）で、法人会員が未だJCBに対して支払いを済ませていない金額の合計額をいいます。

3. 法人会員は、会員がカード番号利用可能枠を超えてカード番号を利用した場合においても、当然にカード番号利用代金の全額を支払う義務を負うものとします。

第16条（カード番号の利用）

1. エクスプレス予約コーポレートサービスにおける会員のカード番号利用に際しては、JCBの承認が必要となります。この場合、法人会員は、カード番号利用の都度、JCBに対して利用に関する照会を行うことを予め承認するものとします。

（中略）

第17条（立替払いの委託）

会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスにおいてカード番号を利用したことにより、JCBに対して弁済委託を行ったこととなります。JCBは会員からの委託に基づき、法人会員のJR東海に対する乗車券類の購入代金支払債務を、法人会員に代わって立替払いするものとし、会員はこれを予め異議なく承諾するものとします。なお、JR東海への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。

（削る）

に計上されることがあります。)で、法人会員が未だ JCB に対して支払いを済ませていない金額をいいます。

(中略)

第 21 条 (遅延損害金)

法人会員が、会員のカード番号利用に基づき JCB に対する約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき JCB に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、年 14.60% (年 365 日の日割計算。ただし、閏年の利率は年 14.56%とする。)の利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

(以下略)

施行日 令和 5年 9月 16日

(中略)

第 21 条 (遅延損害金)

法人会員が、カード番号利用 代金を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき JCB に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、年 14.60% (年 365 日の日割計算。ただし、閏年の利率は年 14.56%とする。)の利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

(以下略)

改定日 令和 8年 3月 31日